(7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために 本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

チェックリスト判定基準表 (7-1)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業))

	評	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	と認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の	②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等 について、該当する項目の数により判断。	
効		農業生産性の 維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 =(作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営 農に係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】		
			1,150千円/ha·年以上	1,150千円/ha·年未満	
			 ○省力化技術の導入 A:受益地内において、省力化技術を導入済み又は導入する予定が(例)遠隔監視・制御システム、パイプライン、自動給水栓、ステム、GPSを活用した営農等 B:省力化技術を導入する予定がない。 ○水田における大区画ほ場の割合事業実施後の大区画ほ場の割合(%) =大区画ほ場(50a以上)の面積(ha)/ほ場整備面積(ha)×100 		
			70%以上	70%未満	
			○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト (円/60kg) ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査 定	至における米生産費の算定方法に準じて算	
			9,600円/60kg未満	9,600円/60kg以上	
		家く計画生産額 のの現況生産額-1)×100 いける指定野菜や果樹農業振興計画、農業 を指す。ただし、主食用米、経営所得安			
				①ア 5割未満 または、 ②ア 8割未満かつ、イ 50%未満増	

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効		望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =促進計画目標年における担い手の受益農用地面積(ha)/事業の受益農地面積(ha)×1 00		
			80%以上	80%未満	
			○担い手への面的集積率 担い手への面的集積(集約化)率(% =促進計画目標年における担い手への面的 の担い手の経営農地面積(ha)×100) り集積面積(ha)/促進計画目標年における	
			80%以上	80%未満	
		農地の確保・ 有効利用	面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作 ※耕地利用率においては、永年性作	F付率(%) -現況作付率(%)物・牧草の作付面積を除いて算定る水田主体地区は、耕地利用率を本地	
			特別豪雪地帯は100%以上)または、	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満	
農 村 の 振興 地域経済への 波及効果		果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列 産効果における増加粗収益額であり、更新			
			1,350千円/ha以上	1,350千円/ha未満	
農業の高付加価値化 価値化 ①:地域において農業の高付加価値化や6次産業化 売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている ②:地域において地域活性化に係る話合いが行われて A:2項目、B:1項目			が行われている。		
	多 面 的 機 能の 発揮	地域の共同活動		P中山間地域等直接支払交付金、環境保全 農業水利施設の維持管理等の取組が行わ	

	評		評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
		生態系	負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下	住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 、 c : 1 点) の合計値により判断。 、 A : 6 点、B : 4~5点、C : 3点以 、 A : 3点、B : 2点、C : 1点) 踏まえていない 図っていない - : 該当なし	
		景観	について、評価点 (a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、c:1点)の合計値により判断。 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 、A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない 図っていない -:該当なし	
	関係計画との連携			計画や農業振興地域整備計画等との整合	
ている ③人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			②高生産性優良農業地域対策に基づく広ている ③人・農地プランが作成されているについて、評価点(a:3点、b:2点A:7点以上、B:4~6点、C:3点(3指標のうち1指標が「一」の場合は	以下 、A:5~6点、B:3~4点、C:2 込みがある c:図られていない づけられる見込みがある なし	
		との連携	り受ける又は貸し付ける		
		との協議	①河川管理者との協議(予備)が合意に②施設所有者、文化財管理者等関係者、協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下(2指標のうち1指標が「一」の場合は、①a:協議了 b:協議中 c:22a:協議了 b:多くが協議中 c:	道路管理者、漁協等との着工前に重要な 、c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし 、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし	

	評	価項目	評価指標及	評価指標及び判定基準		
大	大 中項目 小項目		A	В		
事業の実施環境等			①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b:協議中 c:未協議			
	事業推進	体制	①事業推進協議会等の設立の有無 もして②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下①a:設立済 b:設立予定 c:未②a:提出済 b:提出予定 c:未	、 c : 1 点)の合計値により判断。 設立		
②施設の予定管理者と維持管意にするかについて、評価点(a:3点、C)では、 B:4~5点、C) (1) a:6点		意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:得られている b:調整中 c	: 未調整			
		ョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含め 体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・	販売に関する基盤が整備されているか。 の市場、直売所、食品加工場や遠方の市 : 2点、c:1点)の合計値により判断。 4~5点、C:3点以下) ていない 置 -:該当なし			
	緊急性		携をとるため早急に事業を実施する必	害の発生状況から、整備の緊急性が高い		
ストック効果の最		 効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の 効率性、有効性、事業の実施環境等に ※関係機関との協議、地元合意、事業 「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割	関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし		

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(草地畜産基盤 整備事業))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・酪農及び肉用牛生産近代化計画(市町村計画)が策定されているか又は策定されることが確実と見込まれること。 ・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画が策定されていること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利、気象等を考慮した計画であること。 ・草地開発整備事業計画設計基準に沿った内容であるとともに、 都道府県の技術指標に適合した技術であること。 ・新技術を導入する場合は、都道府県、市町村等の機関の指導・ 協力体制が整っていること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0であること。 ・飼料生産基盤の拡大又は単位収量の増大が見込まれること。 ・事業参加経営体(公共牧場を含む)の経営経費に占める飼料費 の割合の低減が見込まれること。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・受益者負担額が明示され、その負担額が負担能力からみて過大とならないこと。(所得償還率が適正な水準であること) ・共同利用施設については、管理運営規程等が策定され(見込み含む)その内容が明確であり、事業費負担について合意形成がなされていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業の内容が、田園環境整備マスタープランに基づいて、 環境との調和に配慮した対策を行うものとなっていること。・家畜排せつ物法に基づく都道府県計画に適合しているととも に、たい肥の土地還元が図られるものとなっていること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容及び採択基準に適合していること。

(7-2) 農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(草地畜産基盤 整備事業))

	評	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍低認められること。 ②コスト縮減を図る計画となっている導入、資源の活用について、該当する項目の数により判断A:2項目、B:1項目、-:該当なし	。(例)施工方法の見直し、新技術の 。
効		農業生産性の 維持・向上	地域農業の生産性及び農業経営の維持	・ 向上による効果額 農経費節減効果+維持管理費節減効果+
			6. 2千円/頭·年以上	6. 2千円/頭·年未満
農業の 持続的 発展 望ましい農業 「事業参加経営体に占める担い手農家(認定農業者等 「事業参加経営体のうちの担い手農家数(戸)/事業 《公共牧場整備事業》 〇公共牧場利用経営体に占める担い手農家(認定農業 「公共牧場利用経営体のうちの担い手農家数(戸)/ ※100		((戸) /事業参加経営体(戸)×100 家(認定農業者等)の割合(%)		
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
有効利用 ②基盤整備の実施により耕作放棄地確保を行うこと。 ③離農跡地・耕作放棄地等の活用がについて、該当する項目の数により等 A:2~3項目、B:1項目、一: 《公共牧場整備事業、草地整備利用作			発生を未然に防止し、飼料生産基盤の られること。 「。 当なし 事業》 る項目の数により判断。	
	農村の振興	地域経済への 波及効果	への 〇他産業への経済波及効果額(受益頭数当たり) 受益頭数当たり他産業への経済波及効果額(千円/頭・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益頭数(肥育豚換算:頭) 表の逆行列係数の列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗収益 新整備による作物生産量の維持分を含む	
多面的 環境機能の維 (受益頭数当たり) 受益頭数当たり (受益頭数当たり) 受益頭数当たり環境関連効果額 (手円/頭・年) 要値 (景観・環境保全効果) (手円) (受益頭数 (肥育豚換算:頭【注;効果項目は年効果額:千円】 (※受益頭数当たり畜産環境整備効果額(千円/頭・年) = (衛生水準向上効果+水質保全効果) (千円) /受益頭数 (肥工度) を重要である。 (本生水準向上効果+水質保全効果) (キー) / できる。 (本生水準向上効果・水質保全効果) (キー) / できる。 (本生水準向上のより、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			43千円/頭·年以上	43千円/頭·年未満
		益頭数 (肥育豚換算:頭) 果額 (千円/頭・年) (千円)/受益頭数 (肥育豚換算:頭)		
			3.6千円/頭·年以上	3.6千円/頭・年未満

	評価項目		評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
業の実施環境等 ②生態を関したます。 ②生態を関して、 は、		生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生②生態系に配慮した計画について、地域③環境配慮対策工を行った施設等が機能費用負担、モニタリング体制等の調整について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下①a:踏まえている b:検討中 c:②a:図っている b:検討中 c:③a:調整済 b:調整中 c:	住民の参加や地域住民との合意形成を十分に発揮するための維持管理、 状況 、 c:1点)の合計値により判断。 、 一:該当なし 踏まえていない 図っていない
		①環境情報協議会等の意見を踏まえた景②景観に配慮した計画について、地域住③景観の保全を目的とした維持管理、費用について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下①a:踏まえている b:検討中 c:②a:図っている b:検討中 c:③a:調整済 b:調整中 c:	民の参加や地域住民との合意形成 引負担、モニタリング体制等の調整状況 、 c : 1 点)の合計値により判断。 、 一:該当なし 踏まえていない	
		①酪農及び肉用牛生産近代化計画(市町 善目標との整合性が図られていること ②事業を実施する飼料生産基盤に係る土 農用地区域内であること。 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:図られている b:図られる見込 ②a:区域である b:編入手続中で編 されていない	:地が、農業振興地域整備計画における、 c : 1 点)の合計値により判断。みがある c : 図られていない	
		③施設所有者、文化財管理者等関係者、な協議(予備)が合意に達しているこについて、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は①a:協議了 b:協議中 c:未協議②a:得られている b:得られる見込	抵当権等)の同意が得られることが確 道路管理者、漁協等との着工前に重要 と。 、 c:1点)の合計値により判断。 、 -:該当なし は、A:6点、B:4~5点、C:3点 、 A:3点、B:2点、C:1点) ー:該当なし みがある c:得られていない	

	評値	西項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事 地元合意		が行われていること。 公共牧場の整備を行う場合にあっては、 でいること。 、 c: 1 点)の合計値により判断。 みがある c: 得られていない			
事業推進体制		ていること。 、 c : 1 点) の合計値により判断。 立 c : 明確になっていない			
維持管理支援体制 ①草地、施設等に係る管理組織等が整備され ②普及指導センター、農協等が参画する営農 について、評価点(a:3点、b:2点、c A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:整備済 b:整備予定 c:未整備 ② a:整備済 b:整備予定 c:未整備		営農支援体制が整備されていること。 (、c:1点)の合計値により判断。 (備			
			飼料自給率の向上を図るため、早期に A:該当あり、一:該当なし	整備事業を実施する必要があること。	
効率性、有効性、事 ※関係機関との協議 し「一」とした評価項			関する評価項目におけるA評価の割合		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(7-3) 農業競争力強化基盤整備事業(水利施設等保全高度化事業(一般型)、水利施設等保全高度化事業(特別型))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本 事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえていると ともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等) との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件 に適合していること。

(7-3)農業競争力強化基盤整備事業(水利施設等保全高度化事業(一般型)、水利施設等保全高度化事業(特別型))

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目 小項目		A	В
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他」 認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	
効		農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額(千円/ha・年) =(作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農 係る走行経費節減効果)(千円)/受益面積(ha) 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①一般型及び特別型(畑地帯総合整備型を除く) ②特別型のうち畑地帯総合整備型	
			①560千円/ha·年以上 ②880千円/ha·年以上	①560千円/ha・年未満 ②880千円/ha・年未満
			○省力化技術の導入 A:受益地内において、省力化技術を導 (例)遠隔監視・制御システム、パイ ステム、GPSを活用した営農等 B:省力化技術を導入する予定がない。 -:該当なし(施設の機能維持を図る地)	プライン、自動給水栓、地下水位制御シ
	産地収益力の 向上 ○高収益作物の割合 ア生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 =高収益作物の計画生産額/主食用米を除く計画生産額 イ高収益作物の増加割合(%) =(高収益作物の計画生産額/高収益作物の現況生産額-1)×100 ※高収益作物とは、野菜指定産地における指定野菜や果樹農業 振興計画等に位置付けられた農産物を指す。ただし、主食用 定対策に基づく畑作物の直接支払交付金や戦略作物助成の対象 ー:該当なし(施設の機能維持を図る地区)		く計画生産額の現況生産額-1)×100ける指定野菜や果樹農業振興計画、農業を指す。ただし、主食用米、経営所得安け金や戦略作物助成の対象作物は除く。	
①ア 8割以上 または、 ②ア 5割以上かつ、イ 50%以上増加 ②ア 8割未満かつ ○高収益作物の作付率 現況の高収益作物の作付率が10%未満の低い地域における計 高収益作物の作付率(%) =高収益作物の作付面積(ha)/地区の作付面積(ha)×1 A:計画作付率20%以上 B:計画作付率20%未満 ー:該当なし(高収益作物導入促進型を除く地区)		①ア 5割未満 または、 ②ア 8割未満かつ、イ 50%未満増加		
		作付面積(ha)×100		

	評価項目		評価指標及び判定基準			
大	中項目	小項目	A	В		
効		業の望ましい農業 続的構造の確立 展 展 と は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、				
			① 80%以上 ② 80%以上または都道府県の平均 以上	① 80%未満② 80%未満かつ都道府県の平均未 満		
		農地の確保・ 有効利用	面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作	可作付率(%)-現況作付率(%)物・牧草の作付面積を除いて算定る水田主体地区は、耕地利用率を本地延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100		
			び特別豪雪地帯は都道府県平均以上) または、	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満		
		農業生産基盤の保全管理				
			○施設の健全度を踏まえた更新等整備A:長寿命化対策を行うB:長寿命化対策を行わない-:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区))			
			○施設の重要度を踏まえた更新等整備 A: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれる B: 更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれない -: 該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)			
	農村の振興	地域経済への波及効果	列和)	果額(千円/ha·年) 面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の E産効果における増加粗収益額であり、更 含む		
			①1,780千円/ha·年以上 ②1,070千円/ha·年以上	①1,780千円/ha·年未満 ②1,070千円/ha·年未満		

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	農村の振興	農業の高付加 価値化	□: 地域において、農業の高付加価値化 □: 地域において、農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(加工・販売、ブランド 化、環境保全型農業等)が行われている。 ②: 地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 A: 2項目、B: 1項目 -: 該当なし(施設の機能維持を図る地区)	
		再生可能エネ ルギーの導入	○小水力発電等の再生エネルギーを導入 A:導入済み又は導入予定、B:導入	
	多面的機能の発揮		「○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保金型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行われているか。 A:行われている、B:行われていない 一:該当なし(施設の機能維持を図る地区)	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	 ①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態系配慮 ②生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ① a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ② a:図っている b:検討中 c:図っていない 一:該当なし ③ a:調整済 b:調整中 c:未調整 一:該当なし 	
		景観	 ①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観配慮 ②景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「−」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下) (3指標のうち2指標が「−」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ①a:踏まえている b:検討中 c:踏まえていない ②a:図っている b:検討中 c:図っていない −:該当なし ③a:調整済 b:調整中 c:未調整 −:該当なし 	

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	業の 実施環境 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第		①都道府県や市町村が策定する農業振興②高生産性優良農業地域対策に基づく広り③人・農地プランが作成されている④都道府県や市町村の国土強靱化地域について、評価点(a:3点、b:2点、A:10点以上、B:7~9点、C:6点以下(4指標のうち1指標が「一」の場合は点以下)①a:図られている b:図られる見込②a:図られている b:図られる見込③a:作成されている b:図られる見込③a:作成されている b:図られる見込※事業に区画整理等が含まれる場合は、	域農業農村整備促進計画との整合性 計画と本事業との整合性 、 c: 1点)の合計値により判断。 、 A: 8点以上、B: 5~7点、C: 4 なみがある c: 図られていない みがある c: 図られていない 見込みがある c: 何られていない なみがある c: 図られていない
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に②施設所有者、文化財管理者等関係者、協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下(2指標のうち1指標が「一」の場合は、①a:協議了 b:協議中 c:22a:協議了 b:多くが協議中 c:	道路管理者、漁協等との着工前に重要な 、c:1点)の合計値により判断。 、A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 -:該当なし
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施(②事業計画の内容や負担金等、事業実施)について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下(①が「一:該当なし」の場合 A:3元の「受益農家の同意」とは3/1時点(想定 a:同意済み;受益者の大部分の同意がた。に未同意 ;土地改良区理事会了等、一:該当なし ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)では3が、事業推進にした。はの話のでは、事業を表しており、事業推進にした。は、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別で	 に対する関係市町村の議会の同意 、 c : 1 点)の合計値により判断。 点 B : 2 点 C : 1 点) ご)での同意状況 得られている ば得られている 「意向」同意は得られている
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしく ②事業推進協議会等から着工要望の提出について、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未記 ②a:提出済 b:提出予定 c:未記	の有無 、 c : 1 点)の合計値により判断。 設立
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及 意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調 ②a:合意済 b:調整中 c:未調	整

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A B	
事業の実施環境等	営農推進	体制・環境	関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営農の現状や将来ビョンを把握しているか。)受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援(検討体制が整備されているか。)受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が整備されているか。※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、食品加工場や遠方の場等へ輸送する場合の高速道路等ついて、評価点の合計値(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断:9点、B:6~8点、C:5点以下(②が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以下)。a:把握済 b:調整中 c:把握していない。a:設置済 b:設置予定 c:未設置 -:該当なし。a:整備済 b:整備予定 c未整備	
	緊急性	緊急性 国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い A:該当あり -:該当なし		系で緊急性が高い
	ストック	効果の最大化	○ストック効果の最大化に向けた事業の 効率性、有効性、事業の実施環境等に ※関係機関との協議、地元合意、事業 「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割	関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

(7-4)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進 事業)、水利施設等保全高度化事業(簡易整備型))

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施 する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用が そのすべての費用を償うこと。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が環境(生態系、景観等)との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

(7-4)農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進 事業)、水利施設等保全高度化事業(簡易整備型))

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
効率性			尊入、資源の活用、共同工事等	
効		農業生産性の 維持・向上	○地域農業の生産性向上A:経営規模の拡大等、農業生産性の向上が図られる。B:農業生産性の維持が図られる。	
		農業生産基盤 の保全管理	○緊急性を踏まえた更新等整備A:不測の事態が発生しており、事後保全を行うB:不測の事態が発生していない-:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)	
			○施設の健全度評価を踏まえた更新等整備A:長寿命化対策を行うB:長寿命化対策を行わない-:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区及び健全度が高く、長寿命化対策の必要がない地区))	
			○施設の重要度評価を踏まえた更新等整備 A:更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれる B:更新等整備を行う地区に重要度の高い(A以上)施設が含まれない -:該当なし(施設の更新等整備を行わない地区)	
	農村の振興	けの 農業の高付加価値化 価値化 ①:地域において農業の高付加価値化や6次産業化に向けた取組(対 売、ブランド化、環境保全型農業等)が行われている。 ②:地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 A:2項目、B:1項目		が行われている。
	多面的 機能の 発揮	国土の保全	○農地の遊休化や耕作放棄地化の問題について地域で話合い(行政・住民合同会議等)が行われている。 A:行われている、B:行われていない	

	評	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
		生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態②生態系に配慮した計画について、地域低③環境配慮対策工を行った施設等が機能負担及びモニタリング体制等の調整状について、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下、(3指標のうち1指標が「一」の場合は下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、①a:踏まえている b:検討中 c:過②a:図っている b:検討中 c:過③a:調整済 b:調整中 c:5	主民の参加や地域住民との合意形成を十分に発揮するための維持管理、費用況。 c:1点)の合計値により判断。 -:該当なし、A:6点、B:4~5点、C:3点以 A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない -:該当なし図っていない -:該当なし
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観②景観に配慮した計画について、地域住民 ③景観の保全を目的とした維持管理、費用について、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下、(3指標のうち1指標が「一」の場合は下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は、 ① a:踏まえている b:検討中 c:日 ② a:図っている b:検討中 c:日 ③ a:調整済 b:調整中 c:日	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 c:1点)の合計値により判断。 一:該当なし 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない —:該当なし 図っていない —:該当なし
	関係計画との連携		 ①都道府県や市町村が策定する農業振興部 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広ている ③人・農地プランが作成されているについて、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点以(3指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) ①a:図られている b:図られる見込②a:位置づけられている b:位置へc:位置づけられていない ー:該当が ③a:作成されている b:作成される 	域農業農村整備促進計画に位置づけられ c:1点)の合計値により判断。 以下 、A:5~6点、B:3~4点、C:2 みがある c:図られていない づけられる見込みがある なし
	関係機関との連携			とが確実と見込まれる地域、③機構の重 機構の重点実施区域の指定が見込まれる
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に設定を設所有者、文化財管理者等関係者、協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点、A:6点、B:4~5点、C:3点以下、(2指標のうち1指標が「一」の場合は、①a:協議了 b:協議中 c:5	道路管理者、漁協等との着工前に重要な c:1点)の合計値により判断。 一:該当なし A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし

	評価項目		評価指標及	評価指標及び判定基準	
大	大 中項目 小項目		A	В	
事業 地元合意 ①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分のででである。 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の高について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値について、評価点(a:3点、C:3点以下(2指標のうち1指標が「一」の場合は、A:3点、B:2点、「①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況。a:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている。 セ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		②事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下(2指標のうち1指標が「一」の場合は①「受益農家の同意」とは3/1時点(想意済み;受益者の大部分の同意がb:同意済み;受益者の2/3以上の同意ではま同意。;土地改良区理事会了等、②「議会の同意」とは3/1時点(想定)a:内諾協議は了しており、事業推進にb:協議中c:未協議	に対する関係市町村の議会の同意 、 c : 1 点)の合計値により判断。 、 A : 3 点、B : 2 点、C : 1 点以下) 定)での同意状況 得られている が得られている 「意向」同意は得られている での同意状況		
		の有無 、 c : 1点)の合計値により判断。 、 A : 3点、B : 2点、C : 1点以下) 設立 ー:該当なし			
		、 c : 1 点) の合計値により判断。 、 A : 3 点、 B : 2 点、 C : 1 点以下) 整 ー:該当なし			
営農推進体制・環境 ①関係都道府県、市町村、農協等の営農部局と連携して、営ョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織な体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・販売に関する基盤が※流通・販売に関する基盤とは、近隣の市場、直売所、登場等へ輸送する場合の高速道路等について、評価点の合計値(a:3点、b:2点、c:1点)のA:9点、B:6~8点、C:5点以下(②が「一」の場合は、A:6点、B:4~5点、C:3点①a:把握済 b:調整中 c:把握していない②a:設置済 b:設置予定 c:未設置 ー:該当なし③a:整備済 b:整備予定 c未整備		めた営農検討組織など、営農支援(検討) 販売に関する基盤が整備されているか。 体の市場、直売所、食品加工場や遠方の市 : 2点、c:1点)の合計値により判断。 4~5点、C:3点以下) ていない 置 -:該当なし			
		国営事業等関係する他の公共事業との関A:該当あり -:該当なし	係で緊急性が高い		
	ストック	効果の最大化	効率性、有効性、事業の実施環境等に	関する評価項目におけるA評価の割合 詳進体制に関する評価項目及び該当なし	

(7-5)農業競争力強化基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために 本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえている とともに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景 観等)との調和に配慮したものであること。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

(7-5)農業競争力強化基盤整備事業(農地中間管理機構関連農地整備事業)

	評	価項目	評価指標及	び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В		
効率性			①単位当たり事業費が類似条件の近傍他: と認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし	導入、資源の活用、共同工事等		
効	食料の 農業生産性の 安定供維持・向上 給の確保		○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持 =(作物生産効果+品質向上効果+営農経 農に係る走行経費節減効果)(千円)/ 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①水田主体地区 ②畑主体地区	・向上による効果額 費節減効果+維持管理費節減効果+営		
			①1,150千円/ha·年以上 ② 880千円/ha·年以上	①1,150千円/ha·年未満 ② 880千円/ha·年未満		
(例) 遠隔監視・制御システムステム、GPSを活用した営農		A:受益地内において、省力化技術を導 (例)遠隔監視・制御システム、パイ ステム、GPSを活用した営農等 B:省力化技術を導入する予定がない。	入済み又は導入する予定がある。 プライン、自動給水栓、地下水位制御シ			
			○水田における大区画ほ場の割合 事業実施後の大区画ほ場の割合(%) =大区画ほ場(50a以上)の面積(ha)/ほ場整備面積(ha)×100 -:該当なし(畑主体地区)			
			70%以上	70%未満		
	担				○担い手の米の生産コスト 担い手の米の生産コスト (円/60kg) ※ 米の生産コストは、農業経営統計調査 定 ー:該当なし (畑主体地区)	
			9,600円/60kg未満	9,600円/60kg以上		
		産地収益力の 向 上	振興計画等に位置付けられた農産物	まく計画生産額 ロード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
			①ア 8割以上 または、 ②ア 5割以上かつ、イ 50%以上増加	①ア 5割未満 または、 ②ア 8割未満かつ、イ 50%未満増加		

	評		評価指標及	び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В	
効		望ましい農業構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) =集積集団化等促進基盤整備計画目標年における担い手の受益農用地面積(ha)/事業 の受益農地面積(ha)×100		
			80%以上	80%未満	
			○担い手への面的集積率 担い手への面的集積(集約化)率(%) =集積集団化等促進基盤整備計画目標年に 積集団化等促進基盤整備計画目標年におけ	おける担い手への面的集積面積(ha)/集	
			80%以上	80%未満	
		農地の確保・ 有効利用	面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付延 ②作付率の増加ポイント(%)=計画作 ※耕地利用率においては、永年性作	付率 (%) -現況作付率 (%) 物・牧草の作付面積を除いて算定 る水田主体地区は、耕地利用率を本地	
			特別豪雪地帯は100%以上) または、	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満	
	農村の 波及効果 ○他産業への経済波及効果額(受益面積当たり) 受益面積当たり他産業への経済波及効果額(千円/ha・年) =農業生産増加粗収益額(千円)/受益面積(ha)×(産業連関和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物生産効果における増加粗 整備による作物生産量の維持分を含む ①水田主体地区 ②畑主体地区		果額(千円/ha·年) i積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の列 ig効果における増加粗収益額であり、更新		
			①1,350千円/ha以上 ②1,070千円/ha以上	①1,350千円/ha未満 ②1,070千円/ha未満	
		農業の高付加 価値化	○農業の高付加価値化 ①:地域において農業の高付加価値化 売、ブランド化、環境保全型農業等) ②:地域において地域活性化に係る話 A:2項目、B:1項目		
	多 面 的 機 能の 発揮	地域の共同活動	S ○多面的機能支払交付金等の取組 地域において、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境係型農業直接支払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行れているか。 A:行われている、B:行われていない		

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生態②生態系に配慮した計画について、地域低③環境配慮対策工を行った施設等が機能負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、①a:踏まえている b:検討中 c:過②a:図っている b:検討中 c:過③a:調整済 b:調整中 c:5	住民の参加や地域住民との合意形成を十分に発揮するための維持管理、費用 . c:1点)の合計値により判断。 . A:6点、B:4~5点、C:3点以 . A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない 図っていない -:該当なし
		景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景観②景観に配慮した計画について、地域住民③景観の保全を目的とした維持管理、費用について、評価点(a:3点、b:2点、A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は、① a:踏まえている b:検討中 c:日② a:図っている b:検討中 c:日③ a:調整済 b:調整中 c:月	式の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 c:1点)の合計値により判断。 、A:6点、B:4~5点、C:3点以 A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない 図っていない -:該当なし
	関係計画との連携		 ①都道府県や市町村が策定する農業振興性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広さいる ③人・農地プランが作成されているについて、評価点(a:3点、b:2点、A:7点以上、B:4~6点、C:3点以(3指標のうち1指標が「一」の場合は点以下) ①a:図られている b:図られる見込のは、はのではではではではではではではではではではではではではではではではではで	域農業農村整備促進計画に位置づけられ . c:1点)の合計値により判断。 以下 . A:5~6点、B:3~4点、C:2 みがある c:図られていない づけられる見込みがある なし
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に通 ②施設所有者、文化財管理者等関係者、 協議(予備)が合意に達しているか について、評価点(a:3点、b:2点、 A:6点、B:4~5点、C:3点以下、 (2指標のうち1指標が「一」の場合は、 ① a:協議了 b:協議中 c:5 ② a:協議了 b:多くが協議中 c:5	道路管理者、漁協等との着工前に重要な . c:1点)の合計値により判断。 . 一:該当なし . A:3点、B:2点、C:1点) 未協議 —:該当なし

	評	価項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
東業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)のA:6点、B:4~5点、C:3点以下での同意状況。自意済み;受益者の大部分の同意が得られている。 は同意済み;受益者の大部分の同意が得られている。 は同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている。 は同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている。 は同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている。 は一般に関する議案を提出の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況。 は一般に関する議案を提出の一般に対しており、事業推進に関する議案を提出を描述しており、事業推進に関する議案を提出を描述しており、事業推進に関する議案を提出を描述しており、事業推進に関する議案を提出を描述しており、事業推進に関する議案を提出の有無について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)のA:6点、B:4~5点、C:3点以下で回路ででででは、計算について、対しているがについて、対しているがについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)のA:6点、B:4~5点、C:3点以下で回路では、対しているがについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の名:得られている。 は、明整中では、表記を記述しているがについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の名:得られている。 は、明整中では、表記を記述しているがについて、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の名:得られている。 は、記述は、おは、まには、まには、まには、まには、まには、まには、まには、まには、まには、まに		②事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下①「受益農家の同意」とは3/1時点(想源a:同意済み;受益者の大部分の同意がb:同意済み;受益者の2/3以上の同意では、未同意 ;土地改良区理事会了等、②「議会の同意」とは3/1時点(想定)a:内諾協議は了しており、事業推進にb:協議中	に対する関係市町村の議会の同意 、 c : 1 点)の合計値により判断。 定)での同意状況 得られている が得られている 「意向」同意は得られている での同意状況	
		の有無 、 c : 1 点)の合計値により判断。 設立		
		、 c : 1点)の合計値により判断。 : 未調整		
営農推進体制・環境		めた営農検討組織など、営農支援(検討) 販売に関する基盤が整備されているか。 作の市場、直売所、食品加工場や遠方の市 : 2 点、c : 1 点)の合計値により判断。 4~5点、C : 3点以下) ていない 置 -:該当なし		
携をとるため早急に事業を実施する必②老朽化等による施設機能低下や農業をについて、該当する項目の数により判断 A:2項目 B:1項目 -:該当なしストック効果の最大化に向けた事業の効率性、有効性、事業の実施環境等に ※関係機関との協議、地元合意、事業 「一」とした評価項目は除く。		携をとるため早急に事業を実施する必	害の発生状況から、整備の緊急性が高い	
			関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし	

チェックリスト判定基準表 (8-1)農村地域防災減災事業※

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・総費用総便益比≥1.0
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意 が得られていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとと もに、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)と の調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合していること。

[※]公害防除特別土地改良事業は8-2、地すべり対策事業は8-3を使用することとする。

チェックリスト判定基準表 (8-1)農村地域防災減災事業※

	評	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。	②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等 について該当する項目の数により判断。	
劾		農業生産性の 維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持 =(作物生産効果+品質向上効果+営農経 に係る走行経費節減効果)(千円)/受 【注;効果項目は年効果額:千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く ①一般地域、②中山間地域	・向上による効果額 経費節減効果+維持管理費節減効果+営農	
			①水田主体地区:130千円/ha以上 畑主体地区:130千円/ha以上 ②水田主体地区:110千円/ha以上 畑主体地区:33千円/ha以上	①水田主体地区 : 130千円/ha未満 畑主体地区 : 130千円/ha未満 ②水田主体地区 : 110千円/ha未満 畑主体地区 : 33千円/ha未満	
		産地収益力の向上	振興計画等に位置付けられた農産物	除く計画生産額	
			①ア 8割以上 または、 ②ア 5割以上かつ、イ 50%以上増加	①ア 5割未満 または、 ②ア 8割未満かつ、イ 50%未満増加	
		続 的 構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率 (%) =関係市町村の担い手への集積面積 (ha	a)/関係市町村の耕地面積(ha)×100	
			80%以上または都道府県の平均以上	80%未満かつ都道府県の平均未満	
		農地の確保・有効利用	面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作	画作付率 (%) -現況作付率 (%)物・牧草の作付面積を除いて算定る水田主体地区は、耕地利用率を本地	
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は都道府県平均以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上		

	評	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
有 農 業 の 農業生産基盤 の災害防止効果額 (農業関係) (受益面積当 災害防止効果額 (農業関係) (千円/ha・年) (共元) (千円) /受益i ※畑主体では作物生産効果を加える 【注;効果項目は年効果額:千円】 ①一般地域、②中山間地域			a·年)		
			①水田主体地区:310千円/ha以上 畑主体地区:440千円/ha以上 ②水田主体地区:470千円/ha以上 畑主体地区:240千円/ha以上	①水田主体地区 : 310千円/ha未満 畑主体地区 : 440千円/ha未満 ②水田主体地区 : 470千円/ha未満 畑主体地区 : 240千円/ha未満	
	農村の振興		○災害防止効果額(一般資産+公共資産 災害防止効果額(一般資産+公共資産 =災害防止効果(一般関係)(千円)/ 【注;効果項目は年効果額:千円】①一般地域、②中山間地域	E)(千円/ha·年)	
			①410千円/ha·年以上 ②240千円/ha·年以上	①410千円/ha·年未満 ②240千円/ha·年未満	
=農業生産増加粗収益額(千円)/受益 列和) ※農業生産増加粗収益額とは、作物を 新整備による作物生産量の維持分を		受益面積当たり他産業への経済波及効 =農業生産増加粗収益額(千円)/受益 列和)	h果額(千円/ha·年) :面積(ha)×(産業連関表の逆行列係数の :産効果における増加粗収益額であり、更		
			① 870千円/ha・年以上 ② 890千円/ha・年以上	① 870千円/ha・年未満 ② 890千円/ha・年未満	
		<u>農</u> 業の高付加 価値化	○農業の高付加価値化 ①:地域において、農業の高付加価値化 ブランド化、環境保全型農業等)が行れ ②:地域において地域活性化に係る話合 A:2項目、B:1項目		
	多面的機能の発揮	· ·		P中山間地域等直接支払交付金、環境保全 農業水利施設の維持管理等の取組が行わ	
		国土の保全	○ソフト対策を活かした防災・減災力のコミュニティを活用した減災活動や農地る取組が行われているか。 A:行われている、B:行われていない	也・施設等が有する減災機能の強化に関す	

	評価項目		評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等		生態系	負担及びモニタリング体制等の調整状について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は3点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は以下)	住民の参加や地域住民との合意形成 を十分に発揮するための維持管理、費用 、
		景観	について、評価点(a:3点、b:2点 A:9点、B:6~8点、C:5点以下 (3指標のうち1指標が「一」の場合は 下) (3指標のうち2指標が「一」の場合は 以下) ① a:踏まえている b:検討中 c: ② a:図っている b:検討中 c:	民の参加や地域住民との合意形成 用負担及びモニタリング体制等の調整状況 、 c: 1点)の合計値により判断。は、A: 6点、B: 4~5点、C: 3点以 、A: 3点、B: 2点、C: 1点踏まえていない
	関係計画	との連携	①高生産性優良農業地域対策に基づく広振興等総合振興対策に基づく地域別振農業振興地域整備計画、いずれかとの②都道府県や市町村の国土強靱化地域③都道府県や市町村の地域防災計画区域、特域指定がなされていることについて、評価点(a:3点、b:2点A:10点以上、B:7~9点、C:6点见:3点、D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点。D:2点点点。D:2点点点。D:2点点点点点点点点点点	興アクションプラン、市町村が定める整合性 計画と本事業との整合性 本事業との整合性 弥米土壌地域等の各種法令、条例等で地 、 c : 1点)の合計値により判断。 以下 記込みがある c : 図られていないの事業) 記込みがある c : 図られていない えの事業)
	関係機関との協議		①河川管理者との協議(予備)が合意に②施設所有者、文化財管理者等関係者、な協議(予備)が合意に達しているかについて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下(①または②が「一」の場合は、A:3①a:協議了 b:協議中 c:条②a:協議了 b:多くが協議中 c:多	道路管理者、漁協等との着工前に重要 (、 c : 1 点) の合計値により判断。 、 - : 該当なし 点、B: 2 点、C: 1 点) 協議 - : 該当なし

	評価項目		評価指標及	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В		
事業の実施環等	関連事業	との調整	②共同事業(事業内容、事業費、アロケについて、評価点(a:3点、b:2点A:6点、B:4~5点、C:3点以下:3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出	①事業主体から概略構想(関連事業調書)の提出 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケーション等)の事前了解 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3点、B:2点、C:1点) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 -:該当なし ② a:協議了 b:協議中 c:未協議 -:該当なし		
	② [(1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①が「一」の場合、A:3点、B:2点、C:1点) ①「受益農家の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:同意済み;受益者の大部分の同意が得られている b:同意済み;受益者の2/3以上の同意が得られている c:未同意 ;土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている ー:該当なし;地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点(想定)での同意状況 a:内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b:協議中 c:未協議			
	事業推進	体制	①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出	、 c : 1点)の合計値により判断。		
	維持管理体制		①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 い事業地区) ①a:合意済 b:調整中 c:未調 ②a:合意済 b:調整中 c:未調	、 c : 1点) の合計値により判断。 、 - : 該当なし(予定管理者が存在しな 整		
	営農推進体制・環境		ョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・ ※流通・販売に関する基盤とは、近隣 場等へ輸送する場合の高速道路等	他の市場、直売所、食品加工場や遠方の市 b:2点、c:1点)の合計値により判 4~5点、C:3点以下) でいない 置 -:該当なし		

	評価項目		評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環等	緊急性	災害発生時 <i>の</i> 影響	害発生時の ①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設(ダム、頭首工)やライフライをとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設(学校や医療機関等)が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響(ライフラインや交通等)が想定される。について、該当する項目の数により判断。 A: 3項目、B: 2項目、C: 1項目、-: 該当なし		
		被害の発生頻度	:頻度 過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害が複数年発生 C:被害が発生 -:該当なし		
効率性、有効性、事業の実施 ※関係機関との協議、地元で 「一」とした評価項目は除く。		※関係機関との協議、地元合意、事業	関する評価項目におけるA評価の割合 推進体制に関する評価項目及び該当なし		

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

^{※※}地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。

(8-2)農村地域防災減災事業(公害防除特別土地改良事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地域指定解除のために、本事業と他事業を比較検討し、本事業での実施が最も効率的であると認められること。
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村又は原因者の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮してい ること。	・当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているととも に、専門家等と意見交換を行い、環境(生態系、景観等)との調 和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

チェックリスト判定基準表 (8-2)農村地域防災減災事業(公害防除特別土地改良事業)

	評	価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	事業の経	済性・効率性	①単位当たり事業費が類似条件の近傍他められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の について該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
効		農業生産性の 維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向地域農業の生産性及び農業経営の維持= (作物生産効果+品質向上効果+営農経係る走行経費節減効果)/受益面積(h【注;効果項目は年効果額:千円】※畑主体では作物生産効果は除く	・向上による効果額 登費節減効果+維持管理費節減効果+営農に	
			300千円/ha以上	300千円/ha未満	
		続 的 構造の確立	○担い手への農地利用集積率 担い手への現況農地利用集積率(%) =関係市町村の担い手への集積面積(ha)/関係市町村の耕地面積(ha)×100	
			80%以上または都道府県の平均以上	80%未満かつ都道府県の平均未満	
				面積の拡大 ①耕地利用率(%)=作物の計画作付 ②作付率の増加ポイント(%)=計画 ※耕地利用率においては、永年性作	可作付率(%) -現況作付率(%)物・牧草の作付面積を除いて算定る水田主体地区は、耕地利用率を本地利
			び特別豪雪地帯は都道府県以上)ま	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び 特別豪雪地帯は都道府県未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満	
	農村の振興		列和)	果額(千円/ha·年) 面積 (ha) ×(産業連関表の逆行列係数の 産効果における増加粗収益額であり、更	
			710千円/ha以上	710千円/ha未満	

	評価	項目	m H	平価指標及
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	③環境配慮対策工を行った施設等が 負担及びモニタリング体制等の調 について、評価点(a:3点、b: A:9点、B:6~8点、C:5点 (3指標のうち1指標が「一」の場 下)	地域住民の参加や地域住民との合意形成機能を十分に発揮するための維持管理、費用整状況2点、c:1点)の合計値により判断。以下合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以合は、A:3点、B:2点、C:1点)c:踏まえていないc:図っていないー:該当なし
		景観	③景観の保全を目的とした維持管理、 について、評価点(a:3点、b: A:9点、B:6~8点、C:5点 (3指標のうち1指標が「-」の場下)	域住民の参加や地域住民との合意形成 費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 2点、c:1点)の合計値により判断。 以下 合は、A:6点、B:4~5点、C:3点以 合は、A:3点、B:2点、C:1点) c:踏まえていない c:図っていない -:該当なし
	関係計画	i との連携	振興等総合振興対策に基づく地域別農業振興地域整備計画、いずれかと②都道府県や市町村の国土強靱化は③都道府県や市町村の地域防災計画④事業実施地区が公害防止計画区域域指定がなされていることについて、評価点(a:3点、b:A:10点以上、B:7~9点、C:①a:図られている b:図られている b:図られる。a:図られている b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られている。b:図られたいでは、おは、地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地域・地	地域計画と本事業との整合性 等と本事業との整合性 、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地 2点、c:1点)の合計値により判断。
	関係機関	との協議	協議(予備)が合意に達しているか	者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な 2点、c:1点)の合計値により判断。 以下、-:該当なし :3点、B:2点、C:1点) :未協議 -:該当なし
	関連事業	との調整		ロケーション等)の事前了解 2点、c:1点)の合計値により判断。 以下 (①または②が「-」の場合は、A: 提出 -:該当なし

	評	価項目	評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	В
事業の実施環境	事 地元合意 業 の 実 施		①事業計画の内容や負担金等、事業実施②事業計画の内容や負担金等、事業実施③事業計画の内容や負担金等、事業実施について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下について、評価点では、C:5点以下の場合にはでいる指標のうち2指標が「一」の場合には「受益農家の同意」とは3/1時点(意がは、は、方では、では、方では、では、は、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は	に対する関係市町村の議会の同意に対する原因者の同意、、c:1点)の合計値により判断。、一:該当なしま、A:6点、B:4~5点、C:3点は、A:3点、B:2点、C:1点)をでの同意状況得られているが得られているでの同意は得られているでの同意状況関する議案を提出済みでの同意状況
	事業推進	体制	①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:設立済 b:設立予定 c:未設立 ②a:提出済 b:提出予定 c:未提出	、 c : 1 点)の合計値により判断。
	維持管理体制		①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定 について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調 ②a:合意済 b:調整中 c:未調	、 c : 1 点) の合計値により判断。 整
	営農推進体制・環境		①関係都道府県、市町村、農協等の営農ジョンを把握しているか。 ②受益農家、農協、普及センター等を含計)体制が整備されているか。 ③受益地内で生産される農産物の流通・ ※流通・販売に関する基盤とは、近陽市場等へ輸送する場合の高速道路等について、評価点の合計値(a:3点、断。 A:9点、B:6~8点、C:5点以下(②が「一」の場合は、A:6点、B:0a:把握済 b:調整中 c:把握入り。2a:設置済 b:設置予定 c未整備	弦めた営農検討組織など、営農支援(検販売に関する基盤が整備されているか。
	緊急性	被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A:被害がほぼ毎年発生 B:被害がね -:該当なし	複数年発生 C:被害が発生

評価項目		 面項目	評価指標及	び判定基準
大	中項目	小項目	A	В
	ストック	効果の最大化		関する評価項目におけるA評価の割合 業推進体制に関する評価項目及び該当な

[※]評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)

チェックリスト判定基準表 (8-3)農村地域防災減災事業(地すべり対策事業)

【必須事項】

項目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 (総費用総便益比≥1.0)
4. 受益者負担の可能性が十分 であること。 (公平性)	(関連工事) ・総所得償還率≦0.2 または 増加所得償還率≦0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について受益者の合意を得ていること。
5. 地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	(防止工事) ・農村振興局所管の地すべり防止区域で、総事業費が70百万円以上のもの。 (関連工事) ・受益面積が概ね3ha以上(ため池の整備については、概ね2ha以上)、及び総事業費が5百万円以上のもの。

チェックリスト判定基準表 (8-3)農村地域防災減災事業(地すべり対策事業)

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
効率性	率		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると 認められる。 ②コスト縮減を図る計画となっている。 (例)施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
効	食料の 炭定供 給の確保		保全対象面積のうち農地面積 (ha/地区) =地すべり地域及び地域外被害想定地域における農地面積 (ha)		
			100ha以上	100ha未満	
	農業の持続的	農業生産基盤 の保全管理		用施設・農作物の被害軽減)の割合(%) +間接的な被害軽減効果(農業関係))	
			140%以上	140%未満	
	農村のの	農村の生活環境の整備	○事業費に対する農業外効果の割合 事業費に対する農業外効果(一般公共) +家屋等の被害軽減)の割合(%) = (直接的な被害軽減効果(一般関係) /総費用×100	施設等の被害軽減+山林・林道の被害軽減 +間接的な被害軽減効果(一般関係))	
			260%以上	260%未満	
			○保全対象となる人家戸数(一地区当たり) 保全対象となる人家戸数(戸/地区) =地すべり地域及び地域外被害想定地域における人家戸数(戸)		
			47戸以上	47戸未満	
	多 面 的機能の発揮	地域の共同活 動		、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、環境保全払交付金を活用し、農地、農業水利施設の維持管理等の取組が行わ	
		国土の保全	①工事の実施について環境保全に関するアンケート等を実施している。 ②農地の遊休化や耕作放棄化の問題について地域で話合い(行政・住民合同会議等)がもたれている。 について、該当する項目の数により判断。 A:2項目、B:1項目、-:該当なし		
			○ソフト対策を活かした防災・減災力のコミュニティを活用した減災活動や農地る取組が行われているか。 A:行われている、B:行われていない	1・施設等が有する減災機能の強化に関す	

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
	環境への配慮	生態系	①環境情報協議会等の意見を踏まえた生②生態系に配慮した計画について、地域③環境配慮対策工を行った施設等が機能費用負担及びモニタリング体制等の調整について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は「0a:踏まえている b:検討中 c:②a:図っている b:検討中 c:③a:調整済 b:調整中 c:	は住民の参加や地域住民との合意形成 Eを十分に発揮するための維持管理、 状況 E、c:1点)の合計値により判断。 は、A:6点、B:4~5点、C:3 、A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない 図っていない -:該当なし	
	環境への配慮	景観	①環境情報協議会等の意見を踏まえた景②景観に配慮した計画について、地域住③景観の保全を目的とした維持管理、費整状況について、評価点(a:3点、b:2点A:9点、B:6~8点、C:5点以下(3指標のうち1指標が「一」の場合は点以下)(3指標のうち2指標が「一」の場合は①a:踏まえている b:検討中 c:②a:図っている b:検討中 c:③a:調整済 b:調整中 c:	民の参加や地域住民との合意形成 別用負担及びモニタリング体制等の調 点、c:1点)の合計値により判断。 は、A:6点、B:4~5点、C:3 、A:3点、B:2点、C:1点) 踏まえていない 図っていない -:該当なし	
	関係計画との連携		(防止工事の場合) ①関係都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ②関係都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:図られている b:図られる見込みがある c:図られていない ② a:図られている b:図られる見込みがある c:図られていない		
	関係機関との協議		施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議(予備)が合意に達しているか A:協議了、B:多くが協議中、C:多くが未協議、-:該当なし		
	関連事業との調整		①事業主体から概略構想(関連事業調書 ②共同事業(事業内容、事業費、アロケ について、評価点(a:3点、b:2点 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 (①または②が「一」の場合は、A:3 なし) ① a:提出済 b:提出予定 c:未提出 ② a:協議了 b:協議中 c:未協議	ーション等)の事前了解 (A. c:1点)の合計値により判断。 、一:該当なし (B. A. B:2点、C:1点、一:該当 ー:該当なし	

評価項目		価項目	評価指標及び判定基準		
大	中項目	小項目	A	В	
事業の実施環境等	地元合意		(関連工事の場合) ①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する知事の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村長の同意 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:同意済み b:同意予定 c:未同意 ② a:同意済み b:同意予定 c:未同意		
।	事業推進体制		①点検等を行う地元組織が設置されている。 ②行政区等から着工要望の提出の有無 について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ① a:設置済 b:設置予定 c:未設置 ② a:提出済 b:提出予定 c:未提出		
	維持管理体制		①管理者(知事)と地元組織の協力体制が決定されているか ②維持管理方法に関する地元組織との合意があるか について、評価点(a:3点、b:2点、c:1点)の合計値により判断。 A:6点、B:4~5点、C:3点以下 ①a:合意済 b:調整中 c:未調整 ②a:合意済 b:調整中 c:未調整		
	緊急性	地すべりの兆候	①現地踏査により農地や傾斜地の法面は②現地踏査により道路や家屋等の構造物③地表移動量調査(GPS等)により類単地中移動量調査(孔内傾斜計等)に、について、該当する項目の数により判し、4~3項目、B:2項目、C:11	物に変状がある。 累積変位がある。 より累積変位がある。 断。	
		被害の発頻頻度	過去の地すべり被害の発生履歴 A:直近5年以内に被害が発生 B:i C:過去20年以内に被害が発生 -:請		
		災害発生時の 影響	①農地への重大な被害が想定される。 ②防護区域に人家、災害弱者関連施設 ③災害発生時に地域社会への影響(ラー について、該当する項目の数により判 A:3項目、B:2項目、C:1項目、	イフラインや交通等)が想定される。 断。	
	ストック効果の最大化		○ストック効果の最大化に向けた事業の効率性・有効性等の確保 効率性、有効性、事業の実施環境等に関する評価項目におけるA評価の割合 ※関係機関との協議、地元合意、事業推進体制に関する評価項目及び該当な し「一」とした評価項目は除く。 A:8割以上、B:5割以上、C:5割未満		

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外 (-)